

1. ガバナンスに関する基本的な考え方

- ・当社は、金融・資本市場を巡る国内外の環境・構造変化に的確に対応し、投資者、発行者、市場仲介者など利用者本位の業務運営を遂行するという企業理念を達成するため、利用者たる株主を中心とするガバナンスの枠組みと利用者のニーズを十分に反映する枠組みを通じて、利用者本位の業務運営を行うこととする。
- ・国際的に推奨されている原則・慣行等を踏まえ、経営監督機能と業務執行機能を会社法上も明確に分離する組織形態である指名委員会等設置会社を組織形態とする。
- ・社外取締役を中心とする法定委員会等を十全に活用することにより、意思決定プロセスの透明性・公正性の確保と経営監督の実効性の向上を図る。また、執行役に業務執行の決定機能を委任し、スピード感のある効率的な業務運営を実現する。
- ・利用者を中心とした利害関係者により構成する諮問委員会を設けることにより、利害関係者の意見を十分に反映した業務運営や制度整備を行う。

2. 取締役会

(1) 取締役会の構成等

(取締役会の構成)

- ・利用者本位の事業運営の実現と当社事業の公益性の確保を図るため、利用者たる株主による社外取締役を過半数とし、当社と利害関係を有しない独立取締役、執行役兼務取締役により構成する。
- ・利用者たる株主からの社外取締役は、制度利用度合いを踏まえつつ、上位大株主から選任することを基本とする。

(取締役の員数)

- ・取締役会の経営監督機能の実効性の向上を図るとともに、実質的議論を行うことを確保するため、定款上の員数は、14名以内とする。

(取締役として求められる経験・識見等)

- ・取締役会が経営監督機能を十全に発揮することが可能となるよう、指名委員会による取締役・執行役の選解任基準を設ける。
- ・独立取締役は、当社及び関係会社との間で利害関係（資本関係・取引関係・人的関係その他の利害関係）を有しない者とする。

※ 法の定める欠格事由及び金融庁「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」の評価項目も踏まえた選任を行う。

(社外取締役へのサポート体制)

- ・取締役会の議論が効果的に行われるよう社外取締役に対し、取締役会に付議する議題の内容について事前説明を行い、社外取締役の機能が円滑かつ適切に発揮されるように努めることとする。
- ・加えて、監査委員に対しては、監査委員会室を設け、専任のスタッフを配置し、補佐することとする。社外取締役である監査委員に対し、監査委員会に付議する議題の内容について事前説明を行うこととする。
- ・指名委員会・報酬委員会・リスク委員会に関しては、その事務局となる担当部を定め、議案・資料等のとりまとめ、取締役会に対する報告など、委員長の委員会運営のサポートを行う。

(2) 取締役会の機能等

- ・取締役会は、会社法第416条各項に定める事項を中心に、中期経営計画を含む経営の基本方針の決定・進捗管理、各委員会を組織する取締役等の選定・解職、執行役の選解任及び代表執行役の選定・解職など、経営上の重要事項に係る意思決定を行うとともに、業務執行から独立した立場から、執行役等の職務執行の監督にあたるものとする。
- ・剰余金の配当等については、株主総会決議によらず取締役会決議により行うこととする。
- ・株式や組織改編等の会社の基礎に関わる事項を除き、会社法上執行役に委任可能な権限は、原則、執行役に委任することとする。

(3) 指名委員会・報酬委員会・監査委員会の設置等

- ・過半数を社外取締役で構成する指名委員会・報酬委員会・監査委員会を設置する。

(指名委員会)

- ・指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選解任議案の内容を決定することに加え、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役・執行役の選解任基準を決定するほか、取締役会に提出する代表執行役の選定、執行役の選解任、執行役の分掌等の議案の内容を承認する。

(報酬委員会)

- ・報酬委員会は、執行役・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を決定する。また、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定する。

(監査委員会)

- ・監査委員会は、取締役及び執行役の職務執行を監査し、監査報告を作成する。
- ・監査委員会による監査機能及びその実効性の強化を図るため、監査委員会の職務を補助する「監査委員会室」を設置する。

(4) リスク委員会

- ・当社及びその子会社に関わるリスク全般について取締役会に対し助言を行う機関として、委員の過半数を当社グループの業務を執行しない者が占めるリスク委員会を設置する。
- ・リスク委員会は、取締役ではない専門家・執行役等からも委員を選任することができることとする。

3. 業務執行体制

- ・取締役会の決議により執行役に委任された権限も含め、重要な業務執行の決定については、すべての執行役で構成する「執行役会」により協議・決定することとする。
- ・執行役の分掌については、部門間の相互牽制の確保や内部監査・リスク管理統括機能の独立性の確保等を考慮し、決定することとする。

(業務運営に係る諮問委員会)

- ・利用者本位の業務運営の遂行に資することを目的として、業務運営に関する事項について執行役の諮問に応じ又は必要に応じて執行役に意見を述べることができる「諮問委員会」を設置する。

4. コーポレート・ガバナンスに関する情報開示

- ・当社は、「金融市場インフラのための原則」(FMI原則)に基づき、上記事項その他のコーポレート・ガバナンスに関する事項に関し、当社ホームページ等を通じて、適時適切に情報開示を行う。

以 上